

令和3年12月23日

川西市議会議長

久保義孝様

建設公企常任委員長

江見輝男

### 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和3年12月9日）

1. 議案第67号 市道898号橋梁補修工事請負契約の変更について

議案の概要

本案は、9月議会において議決を得て締結した市道898号橋梁補修工事請負契約について、河川内に工事用仮設進入路を設置するに当たり、河川管理者である兵庫県の指導により進入路の形状を切り土から盛り土に変更することに加え、河川の仮締切工で使用する土のうを作成する土を河川の土砂から購入土に変更したことや、ダムからの放流量が想定よりも多くポンプによる水替工を追加する必要が生じたことから、契約金額を1689万918円増額し、3億7449万8300円とするため、議会の議決を求めようとするもの。

質疑の概要

問 今回の変更理由に、仮設道路の形状変更や河川の土砂が土のう作成に適さないことが挙げられているが、県との協議や事前の調査で把握することはできなかったのか。また、水替工の追加についても、昨今の気候変動に鑑みれば、当初からその影響を加味すべきであったと考えるが、今回の施工内容の変更に至った経緯と詳細について伺いたい。

答 本工事の詳細設計は令和3年4月から行っており、委託したコンサルタント業者や県、独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所とともに事前調査や協議を進めてきたところである。しかし、本契約締結後に県と最終協議を行ったところ、河川の掘削は認められないという結論に至ったものである。

また、土砂については、コンサルタント業者では仮掘削が困難であるため目視により確認していたが、契約後に掘削したところ不適な土砂であることが判明したほか、ダムの放流量については、4月時点の想定では問題なかったが、梅雨を超えた時期に見直しがかげられた結果、水量が増加することが判明したため、今回ポンプ水替工を追加することとなったものである。

問 当初の契約金額は、委託したコンサルタント業者により算出されたものであるにもかかわらず、1689万918円という高額な増額変更を行おうとしていることから、その原因について市の考え方を伺いたい。

答 コンサルタント業者が設計するまでの間に、県や一庫ダムへは当該業者とともに出向いてヒアリングを受けていたものの、実際の施工に係る詳細協議は、施工業者との本契約締結後、着手の約1カ月前から県と開始するのが一般的であることから、今回

<p>はその協議の結果、変更に至ったものと認識している。</p> <p>問 今回、工事内容を変更することにより工期への影響はあるのか。</p> <p>答 今回の工法変更等による影響はないが、当初から厳しい工期設定となっていたため、国への再申請の許可が下りれば6月末まで延長するよう、3月末での変更を予定している。</p>
<p>特記事項</p> <p>議案質疑資料あり（工事請負契約の変更の詳細について）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

## 2. 議案第68号 市道1449号橋梁補修工事請負契約の変更について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、9月議会において議決を得て締結した市道1449号橋梁補修工事請負契約について、工事現場に足場を設置するに当たり、労働基準監督署と協議した結果、労働災害防止の観点から足場の構造をより強固なものに変更し、安全性を高めるよう指導があったことから、契約金額を2690万49円増額し、3億5876万5000円とするため、議会の議決を求めようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 本案は、労働基準監督署の指導により足場を強固なものとすることによる変更であるが、当初計画していた足場は一定の安全基準を満たしていたのか、当該指導の妥当性に係る検証も含め確認したい。</p> <p>答 足場には一定の安全基準が設けられているため、コンサルタント業者との協議のもとで基準に合致するように設計を行っていた。しかし、労働基準監督署への届け出については実際に施工する請負業者が行うことになっており、その結果、補強という指導を受けたものである。</p> <p>本工事の請負業者は全国的に事業展開する大手の橋梁専門会社であるが、その業者でも今回の指導は意外なものであったようだが、当該工事現場に近い橋梁工事現場をはじめ、昨今、続発している橋梁補修工事における転落事故の影響もあって、労働基準監督署の指導が入っているのが現状であり、より強固な足場に変更せざるを得なかったものと考えている。</p> <p>問 今回の契約変更により、工期に影響が生じるのか伺いたい。</p> <p>答 今回の変更による影響はないが、さきの議案第67号の一庫新橋と同様に現在の工期以内での施工は困難であると考えており、8月末完成予定として3月定例会にて工期</p>

変更の議案を提出予定である。
特記事項 議案質疑資料あり（工事請負契約の変更の詳細について）
審査結果 原案可決（全員賛成）

3．議案第72号 川西市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、中央北地区土地区画整理事業の収束に伴い事業費を縮小されたため、令和4年度以降において、事業費を特別会計に計上する必要がなくなったことから、当該事業特別会計を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 さきの特別会計決算審査特別委員会において、当該事業については、一部清算金の徴収を残すのみとなっていると聞き及んでいるが、これらの清算金は今後、一般会計に計上することになるのか確認したい。</p> <p>答 分割納付により徴収している清算金については令和7年10月に完納予定となる見込みであり、本会計廃止後は一般会計で計上することとなる。</p> <p>問 本事業の収束が近づき、特別会計を廃止しようとしているが、当該事業に関連する条例等の改廃予定について伺いたい。</p> <p>答 当該事業にあってはさまざまな例規を整備しているが、例えばキセラ川西低炭素まちづくり計画に基づき制定した「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関する建築行為等の手続条例」は、令和4年度末の計画終了のタイミングを見計らって廃止するなど、それぞれに適切な時期を見きわめた上で廃止する手続きを進める考えである。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

4．議案第73号 阪神間都市計画市街地再開発事業川西能勢口駅南地区第二種市街地再開発事業の施行に関する条例を廃止する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、昭和55年に施行された本条例を、川西能勢口駅南地区における市街地再開発事業が平成2年度に完了していることから廃止しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p>

問 当該事業は平成２年度までに事業が完了しているが、約３０年間本条例が廃止されていないことが判明した経緯や、廃止されていなかったことによる影響はなかったのか伺いたい。

答 本案は川西能勢口駅南側のアステ川西や栄南団地などの再開発事業の施行に係る条例であるが、今般行われた事業再検証により、廃止されず残っているのが判明したものである。また、関連する例規等を精査した結果、他に影響はないことを確認している。

問 今回は事業再検証により偶然発覚したわけだが、本市全体としてシステムの条例を見直す手法はないのか伺いたい。

答 市としては、条例を３０年間廃止されなかったことについて、行政機関として真摯に受けとめるべき課題であると認識している。条例や制度はその時の判断で適宜設けているものであるが、今回のことで一定期間での整理に取り組むことが必要と考えている。

解決策としては、失効時期を明示するサンセット条項を設けるなど、条例制定時点であらかじめ廃止を担保する手法や、定期的に棚卸しを行い継続の必要性を適宜判断する作業の両面で取り組まなければならないと考えている。

#### 特記事項

議案質疑資料あり（１．当該再開発事業の計画内容と経過について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

### ５．議案第７４号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、長期優良住宅の認定促進等による住宅の質の向上などを図るため、関係法律等が一部改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画に係る申請などに対する審査手数料に係る規定等を整理しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 本市における長期優良住宅の認定申請件数と近年の傾向、あわせて審査方法について伺いたい。

答 当該制度の開始から１３年が経過する中で、新築物件に関しては約１８５０件申請があり、特に近年は増加傾向が見られる。なお、すべての審査を市で行うことは可能ではあるが、これまで全て認定登録住宅性能評価機関の事前審査を受けた上で、市要綱による審査を行っている。

<p>問 長期優良住宅は、耐震性や省エネルギー性などの観点から非常に有意義なものであるが、推進に向けた市としての取り組みを行っているのか伺いたい。</p> <p>答 この制度は申請義務があるわけではなく、あくまで住宅を建設する人にとっての選択肢の一つであることから強制はできないものである。しかし、耐震性、省エネルギー性能に優れた良質な住宅ストックをふやすことは、住宅都市である本市にとってもメリットがあることから、宅地開発の際の事業者との事前協議の際は、積極的にPRしている。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり（手数料条例改正に関する法改正の概要）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

6. 議案第78号 令和3年度川西市中央北地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>人件費予算の補正を行うため、歳入歳出予算をそれぞれ316万8000円減額し、予算額を12億6846万円にしようとするもの。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（賛成多数）</p>

7. 議案第79号 令和3年度川西市水道事業会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>本案は、今年度中に入札及び契約を行う必要がある令和4年度の浄水処理に係る薬品購入などについて、債務負担行為を設定しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 令和4年度から6年度の3年間を期間とする債務負担行為を設定しようとしている久代浄水場運転管理業務委託について、5年間としなかった理由を伺いたい。</p> <p>また、限度額が令和元年度に設定した額に比べ約1800万円増の1億6820万1000円となっている要因についても、あわせて伺いたい。</p> <p>答 契約期間については、短期間の契約では委託料が割高となり、5年間とすると人員確保の観点から不適切であるとのヒアリング結果に基づき、3年間と設定している。</p> <p>限度額の増額については、3年前に比べ人件費が、業務の大半を担う保全技師補で7.4%、保全技術員補で18.2%上昇しているため増額となったものである。</p>

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

8．議案第80号 令和3年度川西市下水道事業会計補正予算（第1回）

議案の概要

本案は、雨水一元化による予算措置において、例年より過少であった令和元年度実績に基づいて予算を計上したことに加え、業務を効率的に実施するため、受託範囲の見直しを行ったことに伴い、受託工事収益、受託工事費等について増額補正を行うほか、今年度中に入札及び契約を行う必要がある令和4年度の汚水水質分析業務委託などについて、債務負担行為を設定するとともに、利益剰余金の処分の補正で繰越利益剰余金のうち、減債積立金の増額をしようとするもの。

質疑の概要

問 雨水一元化に伴う予算措置で、令和元年度の実績に基づいて予算計上したところ、今回増額補正となったとのことであるが、元年度実績が過少であった理由や、直近数年間の平均値により予算を算定できなかったのか伺いたい。

答 土木部との雨水一元化の協議は、令和2年度中に元年度の実績をもとに行ったが、さらにその前年の平成30年度が7月豪雨や台風の影響により委託料が膨大な額となっており、これによって元年度は水路の状況が改善していたこと、比較的豪雨が少なかったことが、予算措置が過少となった要因である。

また、平均値ではなく元年度の実績を算出の根拠として採用したのは、側溝等の内り300ミリ以下は土木部、それ以上は上下水道局と管理区分を分けていたものの、施設規模による委託料等の振り分けが整理できない状況にあった。令和2年度中に協議を行うこととしていたため、平均値でなく施設規模に基づく整理が容易であった令和元年度の実績を採用したものである。

問 債務負担行為の汚水ポンプ施設保守管理業務委託は、前回と比べて増額した予算措置となっているが、今後も増額となるのか市の見解を伺いたい。

答 当該債務負担行為の予算額を設定するに当たっては、兵庫県の土木工事積算単価表を用いており、その単価の動向により設計金額が決定されるため、単価が上昇すれば予算額もそれに伴って増額することとなる。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

9 . 議案第 8 1 号 令和 3 年度川西市一般会計補正予算（第 9 回）

議案の概要
第 1 表 歳出第 2 款総務費のうち第 1 項総務管理費第 7 目公共施設マネジメント費。第 4 款衛生費のうち第 1 項保健衛生費第 7 目病院費。第 8 款土木費。
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（賛成多数）

1 0 . 議案第 8 2 号 川西市病院事業の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要
本案は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族に対する補償のほか、脳性麻痺の原因分析・再発防止を目的に設立された産科医療補償制度が見直され、保険料が引き下げられたことに伴い、市立川西病院の使用料である普通分べん介助の料金を減額するため、条例の一部を改正しようとするもの。
質疑の概要
問 制度の見直しに伴い手数料がそれぞれ 4 0 0 0 円減額となり、改正条例が令和 4 年 1 月 1 日に施行されることは理解するが、改正後の使用料が適用される対象者について伺いたい。
答 付則第 2 項で施行日以後の分べんに係る使用料について適用すると規定しているが、具体的には令和 4 年 1 月 1 日 0 時以降に生まれた方に適用されることとなる。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

1 1 . 請願第 5 号 舎羅林山開発地区に複数出入口を要望する請願書

請願の趣旨
舎羅林山地区の都市計画変更が年末に行われ、年明けにも物流センターと工場の建設工事が始まる見込みであるが、本市にとっては税収増や雇用拡大のメリットがある一方、交通や環境の悪化が懸念されている。その一つが国道 1 7 3 号の渋滞悪化であり、試算では 1 万 4 0 0 0 台の通行車両増が見込まれており、能勢電鉄一の鳥居駅前 1 カ所のみ出入口を設ける現計画では、さらなる渋滞は避けられないものと思われる。
開発地の立地や施設への通行車両の利便性を勘案すると、高速道路に直結した出入口が



あれば関連車両が国道173号を使用する必要性がなくなり、渋滞悪化が避けられるほか、出入口を設ける場所次第では箕面方面への迅速なアクセスが可能となることから、複数出入口の設置を求めるもの。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 採択（全員賛成）